

第1編 総則

第1章 総則(参考資料)

第1節 用語の定義

- 積算基準 : 適用範囲, 業務費構成, 構成費目の内容, 積算方法等, 積算に係わる基準を定めたもの。
- 標準歩掛 : 単位作業量, 業務に必要な技術者等の職種, 人員数, 材料の種類・使用量, 機械の機種・規格・運転時間, 各種条件に対する補正方法等を定めたもの。
- 適用範囲 : 標準歩掛が適用できる範囲を示したもの。
- 作業区分 : 各作業における作業内容を整理したもの。
- 参考資料 : 積算基準, 標準歩掛の統一的な運用を図るために, 歩掛の運用方法, 数量の算出方法, 業務のフロー図, 積算例等をまとめたもの。
- フロー図 : 業務の流れ, 区分・項目, 関連事項との対比を整理した図。
- 積算例 : 標準歩掛において, 各種条件に対する補正方法や類似設計の積算方法についての例。
- 物価資料 : 「建設物価」, 「積算資料」をいう。

第2節 設計等における数値の扱い

2-1 設計価格等の扱い

設計に使用する価格は, 原則として, 業務起工起案日における市場価格とし, 消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については, 次式により求めた価格とする。

$$(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$$

なお, 算出された価格に端数が生じる場合は, 1円単位(1円未満切捨て)とする。

設計価格は, 標準歩掛による単価, 市場単価, 特別調査による単価, 見積もり等をもとに, 実勢の価格を反映するものとする。

2-2 端数処理等の方法

(1) 数量

数量に補正を行う場合, 補正係数を乗じた設計数量は, 小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出する。なお, 運転時間については小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。

(2) 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は, 1円単位(1円未満切捨て)とする。

(3) 物価資料を用いる単価

単価の決定は, 物価資料に掲載されている実勢価格を平均し, 単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し, 大きい方の有効桁が3桁未満のときは, 決定額の有効桁は3桁とする。また, 一方の資料にしか掲載のないものについては, その価格とする。なお, 適用時期は毎月とする。

<例> 1)

入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合
 建設物価 33,500 円(有効桁3桁)
 積算資料 34,000 円(有効桁2桁)
 平均額 33,750 円
 決定額 33,700 円(有効桁3桁, 4桁以降切り捨て)

<例> 2)

入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合
 建設物価 560 円(有効桁2桁)
 積算資料 570 円(有効桁2桁)

平均額 565 円

決定額 565 円（最小有効桁3桁，4桁以降切り捨て）

(4) 補正係数及び変化率

補正係数及び変化率は，小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(5) 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(6) 雑品（地質調査業務についてのみ）

雑品は，個々の歩掛りに示された割合を計上することとし，1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(7) 単価表の合計金額

原則として，端数処理は行わない。

(8) 内訳書の合計金額

原則として，端数処理は行わない。

(9) 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は，個別に明記されている場合を除き，パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(10) 業務価格

業務価格は，10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお，複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても，各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし，単価契約は除くものとする。

2-3 設計表示単位

(1) 設計表示単位の取扱い

1) 設計表示単位及び数値は，次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。

2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は，有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。

3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は，(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。

4) 設計計上数量は，算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。

5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし，工種・種別は1式を原則とする。

6) 契約数量は設計計上数量とする。

7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。

8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。